

# 滋賀県南部介護サービス事業者協議会 入会のご案内

各介護保険施設  
各介護サービス事業所  
各居宅介護支援事業所  
各地域密着型サービス事業所

開設者様

滋賀県南部介護サービス事業者協議会  
会長 吉村明浩

## 滋賀県南部介護サービス事業者協議会入会のご案内について

拝啓 貴所ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。滋賀県南部地域（草津市・守山市・栗東市・野洲市）における介護サービス事業者の連携等を進めるため、平成22年6月27日に「滋賀県南部介護サービス事業者協議会」を設立いたしました。

当協議会は、私たち介護サービス事業者が、安定した経営基盤を築きながら、誰もが安心して暮らせる地域社会を形成する一員として、その責任を果たしていくため、【事業者の連携】【医療との連携】【地域との連携】の三つの連携を柱として、会員相互の情報交換や研修等、様々な活動を展開していく予定です。

尚、当協議会にご入会いただきますと自動的に滋賀県介護サービス事業者協議会連合会の会員にもなり、連合会や他の地域で行われる研修会等事業にも優先的に参加が出来、会員価格の適用を受けていただけます。

つきましては、当協議会設立の趣旨をご理解いただき、是非ともご入会くださいますよう、ご案内申し上げます。

### 記

1. 協議会の概要については、別添の資料を参照ください。
2. 対象となる事業者は、原則として滋賀県南部地域（草津市・守山市・栗東市・野洲市）に事業所を有する事業者（法人）とし、入会は法人単位とします。
3. 年会費の額は、毎年度の総会において決定し、納入については、総会で決定した後事務局よりお知らせする方法で納入ください。

※ 開設事業所数は、介護保険法に基づき指定を受けた事業所のうち、南部地域（草津・守山・栗東・野洲）にある事業所の合計数とします。

4. 入会申込については、別添入会申込書に必要事項をご記入のうえ、下記まで送付してください。
5. 連絡・送付先

滋賀県南部介護サービス事業者協議会事務局 担当：小川

E-mail: snksjk@gmail.com